三、株式会社後藤孵卵場に対する件

昭和四十八年（排）第二十号

排除命令

岐阜市西野町七丁目北町十三番地
株式会社　後藤孵卵場
右代表者　代表取締役　後藤静彦

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社後藤孵卵場は、昭和四十八年一月五日から同年五月三十一日までを期間とし、養鶏農家等を対象に、「創業三十周年記念謝恩セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめその旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社後藤孵卵場（以下「後藤孵卵場」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、主として初生ひなおよび鶏卵の生産販売業を営む事業者である。

二　後藤孵卵場は、養鶏農家等を対象に、「創業三十周年記念謝恩セール」と称して、昭和四十八年一月五日から同年五月三十一日までを期間とし、採卵用ひな百羽（一万四千円から一万五千円相当）または食肉用ひな五百羽（二万五千円から三万五千円相当）買上げごとに抽せん補助券一枚を与え、抽せん補助券十枚で抽せん券一枚と引き換え、抽せんにより、特賞乗用自動車コロナマークII（七十三万八千円相当）一本、一等乗用自動車トヨタカローラ（五十六万四千円相当）二本、二等ニッサルコスチームクリーナー（十三万五千円相当）、大脇式飼料かくはん機（十万二千円相当）、オカヤマ式配飼車（九万八千円相当）またはナショナル電子レンジ（八万三千円相当）のいずれか一点を十本、三等作業用前掛け（五百円相当）千本、四等前掛け（百円相当）四千本の景品類を提供することを企画し、実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価格は、十四万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の最高額は五万円である。したがって、前記景品類のうち、特賞、一等および二等の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、後藤孵卵場の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年六月二十五日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久